

次のようなことに取り組んでいます

1 相談

- 成年後見制度に関する相談
- 専門職による相談（月1回）

2 利用促進

- 申立て（申請）手続き支援
- 受任者の調整
- 市民後見人の養成および支援

3 後見人支援

- 後見人等からの相談・支援

4 広報

- 出前講座の開催
（職員が伺い説明します）
- パンフレットの配置

5 その他

- 法人後見受任
- 市民後見人の後見監督人受任

地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援が必要な人の権利を守るため、福祉だけではなく法律や医療の専門職との連携づくりを進めます。

※相談は無料です。専門職の方に成年後見人等の就任を依頼する場合は報酬が必要となります。

※申立（申請）手続き支援について

- ・ 必要書類の助言や書類作成のお手伝いをします。必要経費等は実費です。
- ・ 手続きを専門職の方に依頼する場合は有料となります。

ご利用案内

＜開所曜日と時間＞

月曜日～金曜日
9:00～17:00

※祝日および
年末年始を
除きます

＜所在地＞

〒939-8640 富山市総合社会福祉センター
富山市今泉83-1 富山市社会福祉協議会

☎ 076-422-3414

FAX 076-422-2684



- 南富山駅から
徒歩6分
- 地鉄バス停
「富山市市民病院前」
から徒歩13分
「掛尾前」から
徒歩10分



とやま

福祉後見 サポート センター

成年後見制度に関する
相談や支援を行います。
お気軽にご相談ください。

当センターは富山市からの委託を受け、
富山市社会福祉協議会が運営しています。



成年後見制度

せい ねん こう けん せい ど



次のような困りごとにお応えできます。



認知症の症状がある
ひとり暮らし高齢者が
必要のない高額な
健康器具や布団を
買わされてしまった



認知症の母の代わりに
子どもが銀行へ手続きに行ったが
「本人でないとお金や
預金の解約ができない」
と言われた



知的障害のある方が
親族に年金を
使われてしまい、
生活費の支払いが
できなくなってしまった



成年後見制度を利用すると・・・

成年後見人等が、契約を取り消すことができます。また、不必要な契約や支払いを防ぐこともできます。

成年後見人等が代理人として、銀行の手続きを行うことができます。



成年後見人等が通帳を預かり、財産の侵害から本人を守ってくれます。

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方に対し、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。法定後見制度は、判断能力が十分でない方を対象とし、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」に分かれています。

任意後見制度は、判断能力があるうちにあらかじめ援助者を決めておく制度です。

成年後見人等ができること

成年後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人の総称です。

成年後見人等は本人の意思を尊重し、次のようなことを行います。

- ①福祉サービスの利用や施設への入所、年金や社会保険の手続きなど（身上保護）
- ②金融機関の手続きや公共料金等の日常生活上の各種支払手続きなど（財産管理）

※ただし、日用品の購入、食事などの世話、病院への付き添い、身元保証人となること、医療行為の同意はできません。